

予 算 要 求 資 料

令和8年度9月補正予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 市町村民生委員協議会負担金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 福祉人材係 電話番号：058-272-1111(内3447)

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 1,393 千円 (現計予算額： 49,750 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	49,750	0	0	0	0	0	0	0	49,750
補 正 要求額	1,393	0	0	0	0	0	0	0	1,393
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

・区域ごとに組織される民生委員協議会(単位民児協)の活動負担金
民生委員が適切な相談・援助活動を行うために必要な情報を共有し、知識や技術を習得する定例会や研修会を実施するため、また、その他様々な地域福祉活動を実施するために必要な費用。(岐阜市を除く)

【補正理由】

令和8年度における地方交付税単価増額に伴い、予算の見直しが必要となったため。

(交付税単価：1か所年額250,000円→257,000円)

199協議会×平均257,000=51,143千円 (+1,393千円)

(2) 事業内容

- ・知識や技術を習得する定例会や自主研修会の実施
 - ・各種地域福祉活動の実施
- 等

【民生委員法】

第20条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもって、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

第24条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
- 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
- 四 必要な資料及び情報を集めること。
- 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
- 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。

3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。

4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

第26条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

(3) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
負担金	1,393	民生委員協議会（単位民児協）の活動負担金
合計	1,393	

決定額の考え方

4 参 考 事 項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第五期県地域福祉支援計画

(2) 国・他県の状況

東海北陸6県では全県が交付税単価をもとに増額予定（愛知県は令和10年度から）

(3) 事業主体及びその妥当性

民生委員法第26条において、民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担することと定められているため、事業主体が県となるのは妥当。

事業評価調書（県単独補助金除く）

☐ 新規要求事業

☒ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

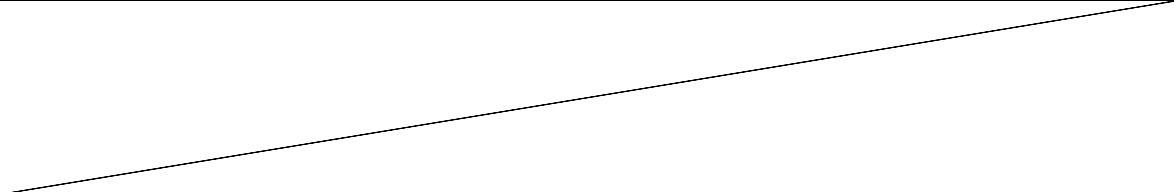
・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

各地域に組織された民生委員協議会に対し、相談・援助活動を行うために必要な情報を共有し、知識や技術を習得することができるよう支援する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R2)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R10)	達成率
① 地域の実情に応じた計画的に研修会の開催等を行っている民生委員児童委員協議会数	199	199	199	199	199	100%

（これまでの取組内容と成果）

令和5年度	民生委員協議会ごとに年間計画を立案し、各種研修会や定例会を実施しており、研修会の中では、ケース検討会を行ったり、民生委員としてのスキルアップを図るために講話を聴いたりした。また、協議会として地域の学校や施設の訪問を行い、関係諸機関との連携を図るとともに、街頭での普及活動を行い、民生委員・児童委員の存在や活動内容について啓発に努めている。
	指標① 目標：199 実績：199 達成率：100 %
令和6年度	民生委員協議会ごとに年間計画を立案し、各種研修会や定例会を実施しており、研修会の中では、ケース検討会を行ったり、民生委員としてのスキルアップを図るために研修を実施した。また、協議会として地域の学校や施設の訪問を行い、関係諸機関との連携を図るとともに、街頭での普及活動を行い、民生委員・児童委員の存在や活動内容について啓発に努めている。
	指標① 目標：199 実績：199 達成率：100 %
令和7年度	
	指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	研修会や事例検討会等を開催し、経験が豊富な民生委員が、新任の民生委員に対して地域の実情に応じて助言・アドバイスする場を設定することは、非常に重要である。また、多様化する地域住民の福祉ニーズを的確に把握し、相談・援助活動を行うためには、民生委員協議会における独自研修が欠かせない。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	民生委員が相談支援に応じる内容は、高齢者、障がい者、児童、生活保護世帯等、さまざまな分野に渡っている。それらに対応していくため、各民児協が研修会等を実施し、民生委員・児童委員としてのスキルの向上を図っており、期待通りの成果をあげている。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 1	毎年、民生委員協議会ごとに実績報告を作成し、その内容を精査することが結果的に事業の効率化につながっている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 民生委員が見守り活動のなかで直面する福祉課題は、年々複雑化しており、今後、一人あたりの業務量が増えることが懸念される。要支援者を支える民生委員本人も高齢化していることから、民生委員が各地域において存分に力を発揮し、効果的に活動できるようにする必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 各地域において、民生委員の活動に期待することが非常に大きいことから、継続して民生委員への支援を行っていく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由 や期待する効果 など	